

2006年11月28日

OBGYN プロジェクトのデータ使用の手引き (1版)

明治学院大学社会学部
西 阪 仰

この手引きは、2002-2004年度の科学研究費（西阪代表）および2005-2007年度の科学研究費（西阪代表）の助成による調査（ビデオもしくはテープレコーダによる取材）において得たデータの使用のルールを定めたものです。

この一連の研究は、様々な医療従事者、妊婦、患者の方々のご厚意に成り立っています。そのため、これらの方々のプライバシーを守ることはもちろんのこと、ご協力への感謝とご理解いただいたことへの敬意を失わないようにしたいと思っています。

もちろん、場合によっては、その医院・医師のやり方などに対する批判的視点も必要になるかと思います。その場合も、あくまでも敬意をもった批判でなければならないと思います。個人の悪意に問題を還元することなく、批判は、社会、医療システム、個別組織の構造的な問題に照準したいと思います。したがって、学会発表であれ、授業であれ、あるいは報告書・論文であれ、個人を揶揄の対象にすることなど、厳に慎まなければならないと考えます。

このような基本的な構えから、いくつかのルールを以下に提案したいと思います。

1. 前提

調査に協力いただいた医療従事者およびそのクライアント（以下、調査参加者）に調査協力依頼をするとき、次の3点を明確にした。したがって、データの使用は、以下の3点に拘束される。

- 1) 論文や報告書において、写真は用いずに、トレース画を用いること。また言葉の転写（トランスクリプション）は、きわめて断片化されているので、内容から調査参加者が特定されることはないこと。
- 2) 転写にあたり固有名はすべて匿名化すること。
- 3) 学会等で動画を提示するときは、顔を隠すなどの配慮をすること。

2. プライバシー

保護されるべきプライバシーは、次のように定義できる。

- 1) 個人の氏名のみならず、個人の特定につながりうるすべての言語的および視覚的情報
- 2) 医療などの特定の文脈のなかでしか「他人」（すなわち家族でも友人でもない者たち）に対して語ることのない言語的情報
- 3) 医療などの特定の文脈のなかでしか露出することのない身体部位

3. 調査参加者のプライバシーの保護

1) 論文・報告書・学会の配布物等、文字におけるデータ使用（以下、論文）において

(a) 原則としてすべての固有名を匿名化する。「固有名」のなかには個人の氏名、施設名、地名も含まれる。（例えば、どこからどこに引っ越したというような情報は、個人の特定に十分つながりうるので注意したい。）

(b) ライフストーリーなどが含まれるものについては、その内容から個人の特定につながる可能性があるため、必ず断片化し、不必要な引用はしない。とくに、ここもなんとなく関連があるから、あるいはなんとなく面白いから、という理由だけで、引用したりしない。引用する以上は、必ず地の文において分析を行ない、その分析が論文の主張・知見にどのような関係があるのかを、必ず明確にすること。（人類学では聞き取りにもとづく長文の引用は普通のことであるが、必ず出版前に引用箇所を調査参加者に確認してもらい了承を得るという手続きをとっているようだ。実際、初校を調査参加者に見せたところ、本人がこのようなことを自分で語っていたということに驚き、引用を了承しなかったという例も聞く。語られた内容の公表にひるむ調査参加者がいるということ、そしてそのような「ひるみ」の感情を、調査者は尊重しなければならないということ、肝に銘じたい。）

(c) 写真は使用しない。必要な場合はトレース画を用いる。（とくに近年、顔の部分のみを加工した写真が用いられているのを見るが、これは、非常に不自然で、かえって調査参加者に失礼であるようにも思う。大雑把な位置関係だけ示すのであれば、大雑把な絵で十分のはず。）

2) 学会・研究会において

(a) 原則として動画および静止画は提示しない。

(b) どうしても提示する必要があるときは、言葉でその部分に対し十分な分析を施し、その分析が自分の主張にどう関係しているかを明確にすること。動画をただ流すことは、絶対に避ける。また動画を用いるときは、次の条件を満たすようにする。

- ・とくにクライアントの側について、2の1)（顔）と3)（露出された身体部位）とが一続きの動画のなかにも現れないようにする。
- ・とくにクライアントの側について、2の1)（顔）と2)（秘密性の高い言語的情報）とが一続きの動画のなかにも現れないようにする。

(c) 医療関係者の学会・研究会の場合は、このかぎりではない。ただし、言葉で動画・静止

画の提示部分に対し十分な分析を施し、その分析が自分の主張にどう関係しているかを明確にすること。（この例外条項は、あくまでも医療という文脈のなかでは身体部位の露出や特定の生活情報が一定の必然性を持ちうるということを前提としたものである。その時々状況に応じて、各自判断されたい。いずれにしても、動画・静止画の提示は最低限にとどめ、かつ3)の(b)と同様な措置を取ることが好ましい。）

3) ワークショップ・データ検討会

(a) 公開のワークショップ等では、動画・静止画は用いない。音声とその転写（トランスクリプト）を用いた場合、転写は必ず回収すること。

(b) 非公開のワークショップ・データ検討会（とくに指導教員や同じ専門の研究仲間から助言を求める場合や、医療従事者のグループでの意見交換の場合など）では、あらかじめプライバシーの露出度の高いものであることを宣言し、内容について口外しないことを参加者に求めること。

4. 調査参加者本人からの文書による許可

以上の手引きと異なるデータ使用がどうしても必要なときには、どの部分をどのように使うかについて、調査参加者本人より文書により事前に許可をとること。（連絡先は西阪に尋ねること。）

以上